

バリデーション審査結果等の概要

平成 22 年 11 月 4 日

(1)プロジェクトの概要

プロジェクト名	高知県大豊町ゆとりすとの森間伐推進プロジェクト
申請受理日	平成 22 年 8 月 2 日
プロジェクト代表事業者	大豊町
プロジェクト事業者	大豊町森林組合
プロジェクト参加者	なし
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	大豊町
プロジェクト概要	<p>1 背景</p> <p>大豊町は、林野面積が 27,716ha と町の総面積の 88%を占める森林資源の豊富な町であるが、木材価格の低迷や森林所有者の森林整備に対する意欲の減退、林業担い手の減少などにより森林整備の遅れが問題となっている。こういった現状の中でも、町有林の森林整備を進め、森林の多面的機能の発揮を目指し、また、他の民有林のモデルとなるような森づくりを行っている。</p> <p>なお、プロジェクト対象地ではないものの、企業（三菱 UFJ 信託銀行株式会社） 県の協力により「三菱 UFJ 信託・『想い』をつなぐ森パートナーズ協定」を締結し、よりよい環境づくりのため、企業からの協賛を得て、町有林を対象とした手入れの行き届かない森林の再生のための森林整備や地域住民との交流事業を、企業と手を携えて取り組んでいる。</p> <p>2 目的</p> <p>本事業では、採算性の低い大豊町内の森林の整備を加速化させることで、二酸化炭素（CO2）の吸収量を増大させることを目的とし、CO2 吸収量を将来的に金銭価値化（クレジット化）させることにより、森林整備にかかる費用の一部を賄うことで、森林整備及び木材搬出のためのコスト負担を軽減し、間伐の促進を図っていくこと、さらには、計画的な森林整備によって林業従事者の就労の場を確保し、雇用の安定化と担い手の育成・確保など、森林を取り巻く林業の再生を図る目的も持ち合わせている。</p>

		<p>3 内容</p> <p>町有林のうち間伐の必要なスギ、ヒノキの人工林 22.08ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づいて間伐施業を実施することにより、森林吸収量を増大させることとしている。また、当プロジェクトを実施することで、オフセット・クレジット（J-VER）制度による資金を調達することにより、町の財政負担を軽減しつつ、森林整備の推進を図ることが可能となるとともに、公益性を高め、生物多様性の増大が期待されることとしている。また、森林整備が加速し、森林資源の循環が図れることで、安定的な雇用の創出や地域山村での人口減の抑制・新規定着など、山村地域の産業振興が推進されるほか、当プロジェクト実施により、林業が採算の取れる産業として位置付けられ、町内の民有林における森林整備のモデルとなることが期待されることとしている。</p> <p>間伐の方法としては、本数間伐率で、30%もしくは40%の定性間伐（単木間伐）で、プロジェクト実施地は2007年度に保安林改良工事で間伐を実施した箇所であり、持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後10年間の平成35年3月31日まで森林施業計画を更新していくこととしている。</p> <p>なお、当森林施業計画の対象森林のうち、協働の森づくり事業の対象森林が含まれているが、協賛企業が類似制度によるCO2吸収証書の発行を希望しており、二重評価防止のため除外している。</p>					
プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日					
クレジット期間		2008年4月1日～2013年3月31日					
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	161	161	161	161	161	808
ポジティブリスト		No. R. 001					
方法論		JRAM 001（森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論）					

(2) 審査結果

審査内容におけるアルファベットは申請書、ローマ数字はモニタリングプランにおけるセクションをしている。

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	申請書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、申請書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット (高知県 J-VER) 制度及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件 (C)	<p>申請書に記述された方法論は、ポジティブリストにおいて要求される適格性要件の全てを満たしていることを、申請書及び付属資料の文書レビューにより確認し、各要員へのインタビュー及び現地レビューにより裏づけを得た。</p> <p>条件 1：プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であるかについては、森林施業計画書により、プロジェクト実施地が森林施業計画書に記載されていることを確認し、高知県、大豊町の森林基本図によって対象森林と「資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3」が合致していることを確認した。また、森林施業計画書は、施業計画認定書において以下のとおり確認した。</p> <p>認定番号：18-1 (変 1-22)</p> <p>また、大豊町森林整備計画に適合するものとして認定されている事を確認した。</p> <p>条件 2：プロジェクト実施地において行われる施業は、条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。また、森林施業計画書により下記の事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象森林を含む森林全体について、土地転用や主伐は計画されていない。・間伐期についても、森林施業計画書により、2007 年 4 月 1 日以降に実施、もしくは計画されている。 <p>条件 3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>森林施業計画書は、施業計画認定書において上記の認定番号によって、大豊町森林整備計画に適合するものとして認定されていることを確認した。</p>

排出量・吸収量算定（ ・ ）	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリングプランに示されている吸収量算定式及び結果は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
モニタリング計画（ ～ ）	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリングプランに示されているモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
その他の論点	申請書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、申請書に記載された関連する許認可及び関連法令等の遵守状況などのその他の事項について、重要性の観点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
高知県オフセット・クレジット認証運営委員会への推奨	バリデーションチームは、デスクレビュー、インタビュー及び現地レビューの結果によって、本プロジェクトが、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度のポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対し高知県オフセット・クレジット認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。	

(4) 認証運営委員会

第3回高知県オフセット・クレジット認証運営委員会（平成22年11月4日）において登録が承認された。